

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日

奄美市農業委員会

第 1 1 回定例総会議事録

署名委員 屋島良幸

署名委員 喜野和也

奄美市農業委員会第11回定例総会議事録

1. 招集日時 平成27年11月20日(火) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美市農村環境改善センター会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6	榮 清志	17	泉 智宜
7	前田 孝徳	18	志岐 清夫
8		19	赤崎 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野崎 清志
11		22	福原 秀和

4. 欠席委員

行 辰朗、松崎 文好

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳

住用分室主幹 原 俊三

笠利分室長 有川 衛

6. 報告事項

- ・表彰 永年勤続農業委員表彰（山田良光、松崎文好、野崎清志）
- ・12月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第71号 非農地の認定について
- 議案第72号 名瀬地区農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第73号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第74号 農業委員による和解の仲介について

協議事項

- ・先進地視察研修について

(4) その他

- ・懇親会について

議長

(前山会長)

ただいまの出席委員は20人であります。総会は成立いたしました。これから、平成27年第11回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は行 辰朗委員、松崎 文好委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に12番屋島 良幸委員と13番喜野 和也委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第69号から議案第74号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第69号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局	<p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.46につきましては、贈与による所有権移転でございます。3ページにありますように受人は、サトウキビ82.9アール栽培しており、取得地にはサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上1件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
7番	<p>(前田委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に伴う調査をしましたので報告いたします。</p> <p>11月10日(火)11時30分より有川分室長同伴で農地の調査を行いました。農地は良く管理され現在キビが作付けされている状況です。以上です。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>議案第69号No.46の譲渡人につきましては、東京都練馬区在住のため11月11日13時45分頃事務局から電話確認を行いました。</p> <p>申請書により譲渡土地の確認、譲受人の確認、権利設定の確認等を行いました結果、申請書のとおり贈与による所有権の移転で間違いありませんとの事でしたので報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第69号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第69号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第70号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、本案には会長の調査案件が含まれておりますので、議長を前田委員に交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

(前田委員)

日程第4

議案第70号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.27につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請であります。申請地は浦上の一番奥で都市計画区域外の池崎食品の直ぐ隣の土地で周りを住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.28につきましては、売買による所有権の移転で貸し駐車場を建設するための申請であります。申請地は和光町のコーポトトロ近くの土地で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理

議長

事務局

事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されま
す。

No.29につきましては、使用貸借権設定の案件で資材置場を建設するた
めの申請であります。申請地は用安の神の子のレストランひわきの道路向かい
の高台で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地
区分は第2種農地と判断されます。

No.30につきましては、使用貸借権設定の案件で土砂仮置場を設置するた
めの申請であります。申請地は見里の体験交流館近くの土地で、農振農用地
区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判
断されます。

以上4件でございます。

議 長

(前田委員)

それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。

20番

(榮委員)

議案第70号農地法第5条の規定による許可申請No.27について調査報告
いたします。

11月18日(水)午前10時に譲受人の勤務先に訪ねて面談調査いたし
ました。主は現在50歳です。申請書における地番、面積、対価、資金調達
計画等の記載内容についてお聞きし、相違ないことを確認済みであります。
審議の程よろしくお願いたします。以上です。

事務局

(用稲次長)

議案第70号議案番号No.27の譲渡人について報告いたします。

譲渡人が鹿児島の方に在住しておりまして、11月12日19時電話にて
申請内容の住所、土地の所在、地目、面積、権利を設定する目的等について
確認し、売買による所有権移転で間違いないという事で確認を取りました。
以上です。

9番

(前山委員)

農地法第5条申請No.27の土地について調査報告をいたします。

この土地は浦上の奥の都市計画区域外の農地ですが、私が毎日畑に通う途
中にある雑草・雑木が茂っていた所ですが、この申請書が上がってきた途端
に木の伐採に入っておりまして、現在は擁壁を回していないので擁壁を積ん

でいます。周囲から2メートル程下がっているので擁壁を積んで上に上げないと公簿面積が出ず家が建たないという事で、今擁壁を積む作業をしております。この譲渡人は元々浦上出身の方で郵便局勤務の方だったと思いますが、転勤で行ったままずっと鹿児島にいらっしやいまして他にも土地も貸家も持っている方です。よろしくお願ひいたします。以上です。

事務局

(用稲次長)

No.28の調査委員が屋島さんになっておりますが、譲受人の住まいに誰も住んでいないという事から事務局に依頼がありまして、事務局の方で確認しております。

11月16日18時45分に譲受人に電話にて聞き取りを行いました。

土地の所在、地番、面積等を確認しまして、売買による所有権移転になりますが目的が駐車場として利用するという内容ですのでこれで間違いないかという事で確認を取りました。本人から間違いないのでよろしくお願ひしますという事でした。以上です。

13番

(喜野委員)

議案第70号No.28農地法第5条の規定による許可申請の渡人について報告いたします。

11月19日午後5時20分に渡人の自宅において面談いたしました。現在耕作中の農地以外を耕作する事が高齢で困難なため今回売却を予定しております。また、子供さんも現在会社勤めのため会社定年までは耕作の予定がないとの事でした。申請記載内容に相違のない事を確認いたしましたので報告いたします。以上です。

12番

(屋島委員)

行委員が本日欠席で調査報告書を預かっておりますので私の方で代読いたします。

先程受人の方で事務局から話がありましたが、受人は一年前から龍郷の会社で勤めているという形で、住まいは鹿児島だという事で事務局で対応をして頂きました。

土地の件ですが、議案第70号議案番号No.28農地法第5条の規定による許可申請について、土地の事前調査報告を行います。

11月16日午後3時に現地を視察いたしました。前面は道路で三方は住宅に囲まれた所でした。四方は垣根に木が植えられ長い間耕作された後はな

く背丈程のススキで藪になっていました。ご審議の程よろしく願いいたします。土地については以上です。

No.29、これも担当調査委員が行委員になっていますので、私の方で代読いたします。

議案第70号議案番号No.29農地法第5条の規定による許可申請について事前調査報告を行います。11月17日午後5時に受人の事務所で直接聞き取り調査を行いました。申請書にも記載されていますが、事業拡大するのに資材置場がなく不便なため、今回申請地を資材置場として利用したいとの事でした。対価が無償なので尋ねましたところ、渡人とは以前からの知人との事でした。申請書に間違いがない事を確認しましたので報告いたします。ご審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

議案第70号No.29の貸人につきまして、貸人が大島郡龍郷町に在住のため事務局から11月11日10時45分頃に電話にて確認いたしました。

申請書により借人及び土地の所在、貸付期間(10年)、権利内容(使用貸借で無償貸付)等を確認した結果、申請書のとおり間違いありませんとの事でしたので報告いたします。以上です。

6番

(榮委員)

農地法第5条の規定による許可申請についてNo.29の土地の調査報告をいたします。

11月13日午前9時頃現場に行きました。現地は赤尾木から用安に向かったの途中ですが、途中から左に曲がりまして山の上に上がるのですが、そこに双葉鉄工所のグランドゴルフ場があります。そこを過ぎた所の雑草が生えている場所で、現在はコンテナが一個だけ置いてある状態でした。土地は今の状態だとユンボを入れて整地をしないと使えないような状態です。貸人は農業が出来ないので貸した方が良いのではないかという事で、私の方にも相談に見えましたので、その方が良いだろうという事で今回の申請になっております。申請書のとおりでございますので審議の方よろしく願いいたします。以上です。

9番

(前山委員)

農地法第5条許可申請No.30の受人について報告いたします。

11月17日事務所に伺いましたが社長さんが留守でなかなか会えなく

て、従業員が電話させますからという事で昨日電話がありまして、再度事務所に伺いまして聞き取り調査をいたしました。これは申請書に間違いなく工事の土砂の仮置場という事で、事業が終了後は必ず直ぐ農地に戻して下さいと一言付け加えてきました。以上です。

1 番 (與島委員)

No.30の貸人と土地について報告いたします。

11月15日午後4時頃貸人の自宅を伺いまして、本人が居りましたので直接面談することが出来ました。使用貸借権の設定という事で、場所は小さいのですがどうぞ使って下さいという話しをしていたのですが、書類にまだなかったのですかという事でした。使用期間も現在吹付工事をしており12月25日には工事も終わる予定となっているそうです。何も問題はないものと思われませんが審議の程よろしくお願いたします。以上です。

議 長 (前田委員)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。

3 番 (吉委員)

一寸お聞きしたいのですが、このNo.27とNo.28は浦上と和光ですが、対価の金額がこれ程違うものですか。

議 長 (前田委員)

対価の問題ですが、No.27は坪8.8万円程、No.28は坪20万円ですよね。

9 番 (前山委員)

はっきりした事は言えませんが、浦上も以前都市計画区域内は坪20万円程したのですが、今は大体14・5万円程に下がっています。和光町は和光トンネルが出来た関係で最高坪30万円程まで上がった事があるのですが、今は20万円程で落ち着いているのではないかと思います。まあ浦上の土地は荒地で擁壁も積まないといけない大きな工事に掛かっているという事でこれ位の対価になっているのではないかと思います。以上です。

3 番 (吉委員)

No.30の期間が12月1日から25日までと短くなっておりませんが、これ

は無償という事でよろしいのですか。

1 番 (與島委員)

そうらしいです。幾らか払いましょうかという事だったらしいのですが、貸人が知り合いもいるそうでよろしいですよという事らしいです。

3 番 (吉委員)

24日間借りて終わるという事ですね。

1 番 (與島委員)

はい、そうです。

議 長 (前田委員)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議へ諮問することに決定いたしました。

(議長交代)

議 長 (前山会長)

日程第5

議案第71号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局	<p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (議案の朗読及び説明)</p> <p>No.11につきましては、昭和44年頃に建物を建築して利用しており、現在農地として利用出来ないのもので非農地としての認定願いです。</p> <p>No.12につきましては、昭和63年10月22日から倉庫が建っていて、農地として利用出来ないのもので非農地としての認定願いです。これにつきましては別添の資料があると思いますので、それをお目通し下さい。</p> <p>なお、現地につきましては、担当調査委員から報告があると思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上2件でございます。</p>
議長 2番	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>(山下委員)</p> <p>議案第71号非農地の認定No.11について調査報告いたします。</p> <p>11月17日(火)午前9時に局長、次長、私の3名で、申請人に現地で直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。現地の状況は昭和44年頃より申請人の住まわれている住居や駐車場、庭として利用されており、庭にある樹木も大木になっておりました。農地への復元は困難な状況だと思えます。また、現地付近は住宅地となっております。住所、氏名、土地地番等申請書の記載内容に間違いのない事でした。以上で調査報告を終わります。</p>
13番	<p>(喜野委員)</p> <p>議案第71号No.12非農地の認定について報告いたします。</p> <p>11月17日午前10時に事務局長、次長及び榮委員、私の4名で現地において村上建設総務担当より現況及びこれまでの経緯について説明を受けました。先程事務局の方から追加資料で一枚配られていると思いますが、昭和63年6月に工場の建築確認が下りており、また、建物登記が平成元年11月に行われている事から昭和63年前半に5条申請を許可したものと推測されます。当時の総務担当者が何らかの理由で登記に至らなかったのではないかと考えられます。委員の皆様の審議をよろしく願いいたします。以上で</p>

<p>20番</p>	<p>す。</p> <p>(榮委員)</p> <p>土地についてご報告いたします。</p> <p>まず、51ページの白黒の写真をご覧いただきながら説明いたしますが、今喜野委員の方からありましたが、追加資料として経緯等も書かれてありますとおり、こういう経緯を辿ったために現状はこうなっておりますが、現在建設機材の倉庫、資材置場として使用されている状況でありまして、手前の道路から小湊方面に向かいまして300メートル位の場所になります。帰りがてら気になる方は現地を見られ確認されても構わないと思います。こういう現状が非農地証明願いとして出てきたものと思われれます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。</p>
<p>3番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>これは始末書とかは要らないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲次長)</p> <p>始末書は頂いております。</p>
<p>3番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>両方共ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲次長)</p> <p>いいえ、No.12につきましては5条申請を出されたという事で始末書は頂いておりません。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>総会資料には添付されておりましたが、No.11については始末書が添付されているという事です。</p>
<p>17番</p>	<p>(泉委員)</p> <p>申請書の中で始末書が付いているのであれば総会資料に添付して欲しいと思います。よろしくお願いします。</p>

事務局	<p>(用稲次長)</p> <p>はい、判りました。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>事務局は是非始末書まで添付されますようお願いしておきます。 よろしいですか、外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第71号非農地の認定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第71号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。 議事を再開いたします。</p> <p>日程第6</p> <p>議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第73号住用地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(原住用分室主幹)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号住用地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

<p>事務局</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第73号住用地域農用地利用集積（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第74号農業委員会による和解の仲介について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>（川内局長） （事務局の朗読及び説明）</p> <p>（前山会長） これから本案に対する質疑に入ります。</p>
<p>13番</p>	<p>（喜野委員） この申立書の中程ですが、事業当時私は分担金40万円を県へ立て替えて支払っているとありますが、これは何の分担金ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>（有川笠利分室長） 倉庫の分です。</p>
<p>21番</p>	<p>（野崎委員） 私は調査委員ではありませんが、和解の申立書が出ており申立の相手側もよく知っておりますので、現地で本人を呼んで話しを伺いました。申立の相手側が申立人に迷惑をかけているのではないかと思って現場を見に行きましたところ、この農地は7月に3条申請で許可された土地です。14日に申立の相手側に現場で話しを聞きましたが売買登記移転も終わっております。譲渡人は牛を飼っていましたが、牛は廃業して牛小屋と農地を含めて譲渡しております。状況として奥に機械を入れる倉庫がありますので、入口を開けるような条件だそうです。機械倉庫の入口付近にラップを高く積んでトラクターも自由に出入り出来ないという文書ですが、私が見に行ったところ幅は十分に開けてありました。また、この倉庫は申立人と譲渡人の共同の倉庫だそうです。倉庫入口には大型トラックが2台並べられる位のスペースが開いております。その倉庫の入口のど真ん中に申立人がトラクターの作業機を置い</p>

てあります。申立の相手方は入口の真ん中にある作業機を移動してもらったらしいのと言っておりました。譲渡人に電話して尋ねましたら牛小屋・農地合わせて譲渡してあるのは間違いないという事でした。また、この申請書に委員会がタッチする問題ではないように思います。これは申立人と譲渡人の問題だと思いました。以上です。

議長

(前山会長)

外に何かご意見ございますか。

12番

(屋島委員)

この申立人はどうして欲しいというのがこの内容ですか。これを受けて土地を分筆登記しようとするのか、倉庫を借りるのか全然意味が判らないのです。以前に話しも聞いておりますがこの40万円を出したというのは倉庫を作るために出したのではないですか。それで申立をするのであれば倉庫を使わせて欲しいというのであれば話しは判りますが、分筆登記とかいう話しになると農業委員会がタッチ出来るものではなく、申立の相手方が買って登記もされているのにその分筆登記をという和解は出来ないと思います。

議長

(前山会長)

この倉庫は申立人が自由に使えるようにするという条件付きで所有権移転もされていると思いますし、先程野崎委員からもありましたように出入口も開けて使えるようにしている筈です。これは申立人と申立の相手側ではなくて、その前の譲渡人との問題であろうかとは思われますが、他に違ったご意見、笠利の詳しい方がいらっしゃるかと思いますがございますか。

4番

(昇委員)

この申請者から数回私の所へ文書を持って来て先月の総会でも議題になり、色々相談を受けたところでしたが、この文書に述べられている相手方を抗議の対象にする事は良くないのではないですかと、あなたが共同して事業導入をしたその相手、その地主さん、この人を相手取って交渉しなければいけないのではないですかと、私は強く申し述べた経緯がございます。先月の総会で地元の担当農業委員から、第三者に売っても共同してこの倉庫を使えるようにしており話し合いが付いているような発言があったものですから、和解の方向で済ませているのだなと解釈したのですが、そこら辺どうなのでしょう。先月の総会での議題になった問題点がここで又訴えられておりま

	<p>すが、そこら辺の確認をお願いします。</p>
6 番	<p>(榮委員)</p> <p>これは訴えるという事ではなくて、この申出人の文書は農業委員会が仲立ちに入って和解に持って行って貰えないかという話しですよ。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>判ります。私は訴えるという言葉を使ったのですが、裁判の訴えるという意味ではありませんで、主張しているという事です。</p>
1 0 番	<p>(南委員)</p> <p>これは文書の初めにこの土地は平成 5 0 年 3 月までは処分できない農地となっていますとなっていますが、処分出来ない農地を譲渡人が申立の相手方に譲渡したという解釈になりますが。これは法律上は処分出来ないようになっているのですか。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>事業によって造られた倉庫でコンクリートの耐用年数が約 5 0 年ですよというその耐用年数の事を言っている訳でありまして、事業が出来ない分につきましては継続して誰かがするのであればそれについては関係ありません、よろしいですよという要件がありまして、これに基づいてやっていますので、この 5 0 年はただ適化法という法律の耐用年数であって別に関係はないと、本人さんはこの 5 0 年の適化法による耐用年数の件で言っているという事です。</p>
1 0 番	<p>(南委員)</p> <p>補助事業だから 5 0 年間は形を止めておきなさいという事であって、その建っている土地についてはどうのこうのという法律はないのですね。</p>
事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>ないです。継続的に出来るのであればその途中でも良いですよと言うまた別な要件がありまして、使っていれば問題はないものと思われれます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>使用出来れば問題ないという事ですよね。</p>

6 番

(榮委員)

申立人が今倉庫を使っている訳ですので問題はないのです。その土地を持っている申立の相手方も使って良いという事で出入口もちゃんと開けているのですから別に問題はないのです。農業委員会が仲立ちに入って和解をしようとする事は出来ませんよ。

議長

(前山会長)

今使っているのですからね。

16 番

(肥後委員)

色々説明を聞いたりこの文書を見たりしたところ、この譲渡人は申立の相手方に畜舎も含めて全部譲ったと、土地とそこにある建物の権利のある部分は譲ったという事ですので、その出来た倉庫にもし申出人が出資したと言うのであれば、倉庫自体に昔譲渡人と負担金を払って事業をして権利があるとなれば、その譲渡人から申立の相手方に権限は移っているのですよね、登記もしたという事ですから、そしたら要は共同で権利があると言われるのは倉庫の分ではないのですか。素人考えですがその倉庫の半分の権利はもう申立の相手方に行っており、残り半分の権利を申出人に使わせて下さいという意味ですから、入り口を塞ぐとか使用不可能にするという事であれば問題でしょうけれども、話しを聞くと自由に使っておられるという事ですので、そこを私達農業委員が仲介に入ってどうのこうのという事はないのではないのでしょうか。もし倉庫の出入口を塞ぐとか使用させないという問題であれば、元の持ち主の譲渡人を含めて3人で話し合うべき事であり、私達がタッチする事でしょうか。

10 番

(南委員)

申立人と申立の相手方とで円満に話し合ってくださいという事で差し戻した方が良いのではないのでしょうか。

21 番

(野崎委員)

この40万円というのは機械の事で、補助事業で買ったみたいですね。文書がちぐはぐで自由に出入りが出来ないという事ですが、この申立人本人が作業機をど真ん中に置いているのです。自分が塞いでいるのに出入り出来ないという文書はないですよ。申立の相手方も笑っていました。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>今の意見を聞くと本人出入り出来ているという事ではないですか。ただ今回上げているのは、農業委員会としてこれの仲介をするかしないか決定するためのもので、仲介をするとなりましたら更に詳しい調査をして仲介する事になりますが、どこを仲介するのか、申立の相手方自体もそういういわれのある土地で、それまでは使わせませうという承諾をもらって開けている訳ですので、何ら仲介する事がないのではないかと気がしますが、申立の相手方になっている本人は、使って良いですよという事で道路を開けているというのであれば、我々は何を仲介すれば良いのですか。</p>
10番	<p>(南委員)</p> <p>使わせなさいという仲介は出来ますが。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>申立の相手方が完全に入口を閉め切って使わせないような状況にしてあるのであれば我々が仲介する価値もあろうかと思われませんが、そうでないのに仲介する必要があるのか。</p>
6番	<p>(榮委員)</p> <p>以前の申請書で出して来た時、譲渡人が売買した時にこの譲受人がそこを開けてよろしいですよという条件で売買しているので、このような文書が来るといって自体がおかしいのです。ですので却下しないといけないのではないのでしょうか。農業委員会では何も出来ませんよ。</p>
10番	<p>(南委員)</p> <p>これは一応受付して書類を受け取っていますので、一応農業委員会に諮りましたが当事者である申立人と申立の相手方で円満に話し合っ解決を下さいという結論に至りましたという事で戻して良いのではないのでしょうか。</p>
21番	<p>(野崎委員)</p> <p>その方が良いと思います。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>どうですか、私もそうするしか仕様が無いと思いますけれども。先程から</p>

	<p>何度も言うように申立の相手方が入口を閉め切って封鎖しているのであれば、それは仲介して話も出来ますが、開けているのに仲介するというのは何を仲介するのか判りません。この40万円を立て替えているというのは譲渡人と申立人の話しであって申立の相手方は関係ありませんよね。</p>
16番	<p>(肥後委員)</p> <p>申立の相手方だけ使って申立人に使わせないというのであれば問題になりますが、そうではないようですので。</p>
4番	<p>(昇委員)</p> <p>これは畜産の事業導入によって出来た倉庫であるというふうに聞いているのですが、行政はまだ年数も浅いのに施設から土地まで売っても良いと許可を与えているのですか。</p>
10番	<p>(南委員)</p> <p>継続して同じ目的で使うのであれば良いとなっています。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これを壊すのではなくて継続して最初の目的通り使用するのであれば構わないという事です。</p>
4番	<p>(昇委員)</p> <p>その譲渡人の権利を申立の相手方が譲り受けても良いというふうに行政が認めている訳ですね。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>ただ継続してそのまま元あった通り利用してくれば良いという事です。目的通り継続して利用出来れば良いという事です。今それを利用させている訳ですから。壊している訳ではなく使っていますので。</p>
4番	<p>(昇委員)</p> <p>申立人に使わせないといけないですよ。</p>
16番	<p>(肥後委員)</p> <p>本人がその通路に機械を置いているのです。</p>

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本人が置いてあるという事は他の人に入れられないために本人が置いてあるというのはおかしい話です。</p>
4 番	<p>(昇委員)</p> <p>じゃあ使えているのであればこの文書は何の意味もないという事じゃないですか。この申請そのものがおかしいという事になりますよね。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>そういう事で我々農業委員会としては、この申請に関しては却下するという事にしかならないと思いますけれども。</p> <p>協議会に移します。</p> <p>正会に戻します。</p> <p>外に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第74号農業委員会による和解の仲介については、それぞれの意見を伺いました結果、申立の趣旨もはっきりせず、どこを何を仲介すれば良いのかははっきり判らないという事もありますし、我々農業委員会の仲介については却下することにはいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第74号農業委員会による和解の仲介については、審議の結果これを却下することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。</p> <p>連絡事項等があるようですので、これから協議会へ移します。</p>

- ・先進地視察研修について
- ・群島農業祭の中止について
- ・12月総会後の懇親会について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成27年11月20日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

